

農業技能評価試験（初級）の概要と合格証明までの手続きについて

農業技能評価試験受験者
技能実習生監理団体 各位

平成23年5月改定
全国農業会議所

このたびの農業技能評価試験（初級）の実施にあたり、同試験の概要と試験の合格証明までの手続きについてご説明します。試験の制度の仕組みや内容を十分ご理解の上、受験されるようお願いします。

1. 試験実施機関 全国農業会議所

2. 対象職種・作業（2職種5作業）

【耕種農業】・・・「施設園芸」（含む「施設園芸（きのこ）」）「畑作・野菜」

【畜産農業】・・・「養鶏」「養豚」「酪農」

3. 試験の方法と基準

【試験科目】 学科試験と実技試験からなります。

【使用言語】 すべて日本語で行います。口語体ひらがな、分かち書き（語と語の間を開けた書き方）で、ヘボン式ローマ字を併記します。試験問題は読み上げを行います。

【試験場】 公正な試験を行える公共施設など適正な試験場。全国農業会議所が指定する場所もしくは研修生の居住地、研修場所等を勘案して決定します。

4. 受験の申込み

全国農業会議所が発行した「受験申込書」に記入していただき、写真、裏面に「外国人登録証明書」の写し、「パスポート」の写しを貼付の上、全国農業会議所に申し込んで下さい。なお、「受験申込書」は、全国農業会議所ホームページ（<http://www.nca.or.jp/examination/index.html>）よりダウンロードして下さい。

5. 受験料（毎年度当初に決定）

平成23年度の受験料は、受験者1人当たり15,000円（学科試験5,000円、実技試験10,000円）とします。なお、指定した試験実施場所以外での試験実施に際しては、受験料以外に試験実施にかかる実費等を徴収することがあります。

6. 合格者等の決定

受験者に対しては試験結果通知書、合格者に対しては「農業技能評価試験合格証明書」を交付します。

7. 不合格者の再試験

不合格者は、希望があれば学科試験または実技試験の再試験を1回に限り行います。受験料以外に試験実施にかかる実費等を徴収することがあります。

8. 欠席者の取扱い

欠席の理由が健康上の理由等、全国農業会議所が認めた場合に限り再試験を認めます。

9. 試験問題の概要

- 【 学科問題 】 農作業における作物栽培管理、畜産管理、安全衛生等について初歩的な知識を有しているかを問います。
- 【 実技問題 】 各種農作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で確実にできることを求めます。

学科試験問題 以下の項目について、初歩的な知識を有していること。

○ 耕種農業・畜産農業共通

- ・日本農業一般（日本の地理、日本の栽培作物・畜産）

A 耕種農業

- ・耕種農業一般（土壌、肥料、栽培作物の特徴・栽培方法・栽培管理）
- ・安全衛生（農業機械・器具、農薬、電気・燃油）

B 畜産農業

- ・畜産農業一般（家畜の品種・繁殖・生理、飼養管理、緊急時対応）
- ・安全衛生（電気・燃油、舎内清掃、消毒、衛生管理）

実技試験問題

A 耕種農業

【 施設園芸 】

① 土壌の観察

- ・土壌の種類を判断できること（対象作目が「きのこ」の場合は土壌を培地とする）

② 肥料の取扱い

- ・肥料を区別できること（対象作目が「きのこ」の場合は肥料を栄養剤とする）

③ 環境管理

- ・温度計を読めること

④ 栽培に関する作業

- ・葉数、節間を測れること（対象作目がきのこの場合は、葉数を菌傘の直径とし、節間を菌柄の長さとする）

⑤ 安全衛生

- ・農薬を安全に使用するための作業着を身につけられること

【 畑作・野菜 】

① 土壌の観察

- ・土壌の種類を判断できること

② 肥料の取扱い

- ・肥料を区別できること

③ 栽培に関する作業

- ・播種作業ができること
- ・かん水ができること
- ・基本的な農業機械・器具（鍬）が使用できること

④ 安全衛生

- ・農薬を安全に使用するための作業着を身につけられること

B 畜産農業

【 養鶏 】

- ① 鶏種の区分
 - ・ 鶏種についての判別（図を見て該当する鶏種を選定できること）
- ② 個体の観察
 - ・ 異常鶏（鶏の異常を判断できること）
 - ・ 鶏体の構造（鶏の部位を示すことができること）
- ③ 生産物の取扱い
 - ・ 卵の置き方（卵を掴み、上下を揃えてトレイへ置くこと）
 - ・ 卵の選別（汚卵・破卵などの異常卵を選別できること）
- ④ 安全衛生
 - ・ 消毒液を安全に使用するための作業着を身につけられること

【 養豚 】

- ① 豚種の区分
 - ・ 豚種についての判別（図を見て該当する豚種を選定できること）
- ② 個体の観察
 - ・ 異常豚（豚の異常を判断できること）
 - ・ 豚体の構造（豚の部位を知っていること）
 - ・ 豚体の測定（豚体の測定の仕方を知っていること）
- ③ 飼養管理
 - ・ 飼料原料を識別できること
- ④ 安全衛生
 - ・ 消毒液を安全に使用するための作業着を身につけられること

【 酪農 】

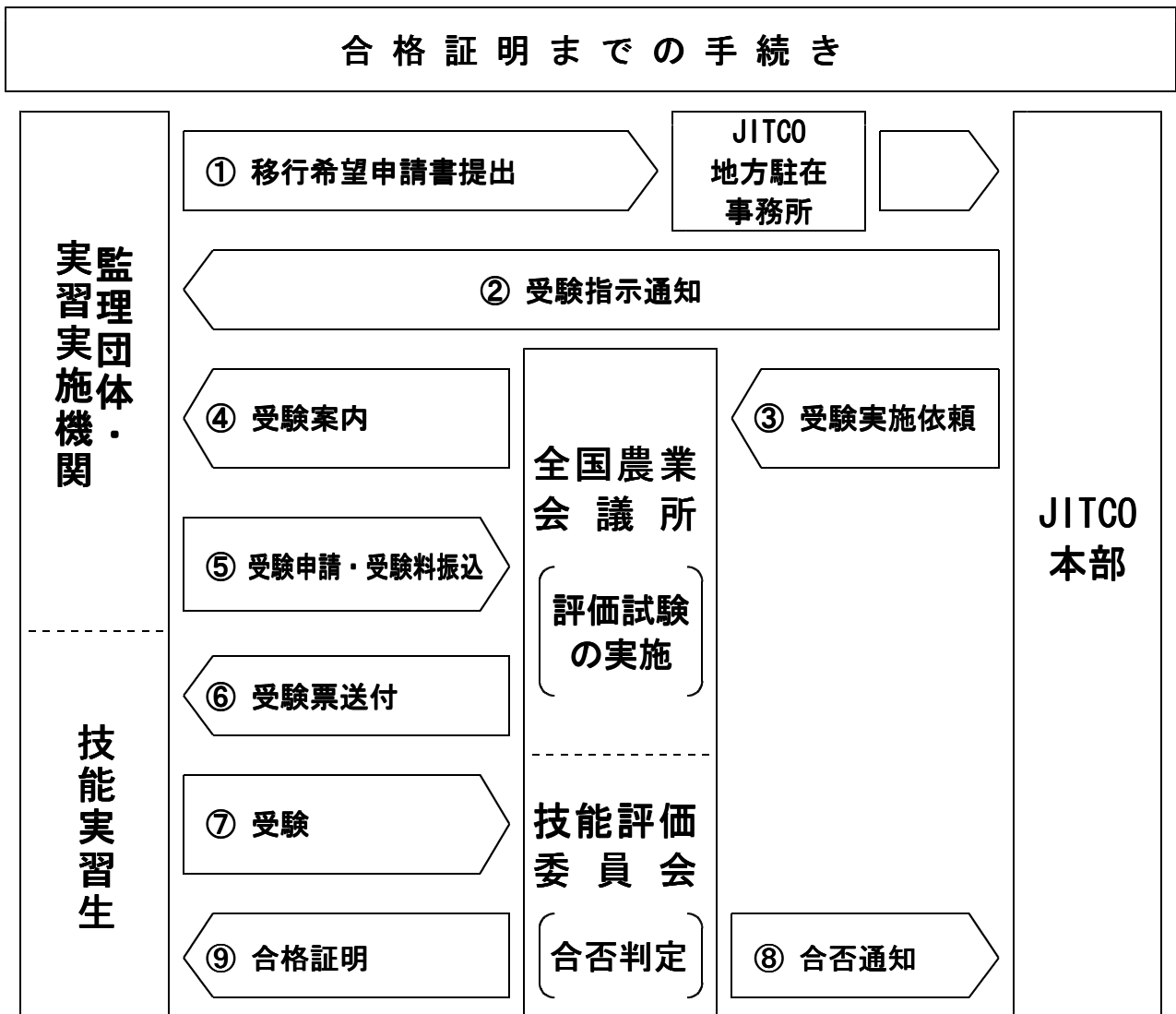
- ① 器具の取扱い
 - ・ 酪農の器具が識別できること
- ② 個体の観察
 - ・ 異常牛（乳牛の異常を判断できること）
 - ・ 牛体の測定（牛体の測定の仕方を知っていること）
 - ・ 乳牛の品種（乳牛の品種を知っていること）
- ③ 飼養管理
 - ・ 飼料の品質を識別できること
- ④ 生産物の取り扱い
 - ・ 搾乳の手順がわかること
- ⑤ 安全衛生
 - ・ 消毒液を安全に使用するための作業着を身につけられること

10. 受験上の注意

- ・ 筆記用具（鉛筆またはシャープペン、消しゴム）の準備ならびに作業のできる格好でお越し下さい。
- ・ 遅刻者は原則、試験開始後 15 分以内に限り受験を認めます（交通機関の事故等の場合は 1 時間以内）。
- ・ 試験中、不正行為があった場合には「零点」とし、再試験を認めません。

11. 参考図書

耕種農業については、参考図書として、(財)国際研修協力機構（JITCO）が作成している「職種別研修テキスト 耕種農業」があります。



- 全国農業会議所は、JITCOからの「受験実施依頼」を受けて、監理団体に「受験案内」を行います（前後して「試験実施日・試験実施場所」を決めます）。
- 監理団体・技能実習生は、「受験申請書」に所定の事項を記入の上、必要書類を添えて、全国農業会議所に「受験申込」を行って下さい。
- 受験者に対しては、「試験結果」を、合格者に対しては「合格証明」を受験後7～10日前後に送付します。
- その他わからないこと等がありましたら、下記のところまでご連絡下さい。

全国農業会議所 農業技能評価試験事務局

住所：〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8（中央労働基準協会ビル内）
TEL：03（6910）1124 FAX：03（3261）5131

農業技能評価試験の実施にあたっての準備について（お願い）

平成22年7月改定
全国農業会議所

1. 注意事項

- (1) 試験開始30分前から受付を開始します（15分前にはお越し下さい）。
- (2) 遅刻者は原則、試験開始後15分以内に限り受験を認めます（交通機関の事故等の場合は1時間以内）。
- (3) 試験中、不正行為があった場合には「零点」とし、再試験を認めません。
- (4) 健康上の理由等で欠席する場合は再試験を認めます。
- (5) 筆記用具（鉛筆またはシャープペン、消しゴム）を準備の上、作業のできる格好でお越し下さい。
- (6) 監理団体および実習実施機関（農家）の方は、責任をもって技能実習生の会場への送り迎えをお願いします。

2. 通訳について

日本語で試験を行いますので、試験中の通訳の立ち会いは原則認めておりません。しかし、試験を円滑に行う観点から、試験開始前に行う「試験の注意事項」の説明部分に限って通訳の立ち会いを認めております。この時に通訳を入れる場合は、手配を監理団体でお願いします。

3. 事前準備のお願い

「養豚」「酪農」「施設園芸（きのこ）」については、下記の「共通」以外に、事前準備をしていただく必要はありません。

共 通

- (1) 「白板」または「黒板」（準備できない場合はご相談下さい）
- (2) 机、イス

養鶏の場合

- 卵・・・計40個（トレー5枚）【内訳】①正常卵（30個）②少し汚れた卵（10個）③少し傷ついた卵（10個）

施設園芸の場合

※「きのこ」を除く

- (1) クワ1本、作業用長靴もしくは地下足袋など：うねづくりの実技試験に使用
- (2) 土のある場所：学科試験場周辺の1㎡程度の畑の端または空地

畑作・野菜の場合

- (1) クワ1本、作業用長靴もしくは地下足袋など：うねづくりの実技試験に使用
- (2) ジョウロ1個：水の撒布の実技試験に使用
- (3) 土のある場所：学科試験場周辺の1㎡程度の畑の端または空地